

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.2 22.24 22.101 22.103 箇条 25 25.3	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.2 クラス 0I 機器及びクラス I 機器には、機器用インレットを設けてはならない。 22.24 機器は、排せつ物タンク又は温水洗浄便座の温水ヒータに裸の電熱素子を用いてはならない。 22.101 トイレは、介護用トイレを除き、固定形機器でなければならない。 22.103 機器は、充電部が排せつ物にさらされるのを防ぐような構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだ機器は、固定配線へ接続するための手段だけを備えていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.12 7.12.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 機器の取扱説明書には、次を記載しなければならない。 ー安全にトイレを空にし、洗浄する方法 ートイレを下水システムに接続している場合を除き、排せつ物及び／又はその残留物の最終処分についての詳細 7.12.1 機器の設置説明書には、次を記載しなければならない。 ークラス 0Ⅰ 機器及び固定配線に恒久的に接続することを意図したクラス I 機器の場合、“接地しなければならない”旨 ー裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだ機器の場合、水源の抵抗率の下限値及び“機器は、固定配線に恒	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.101	<p>“久的に接続しなければならない”旨</p> <p>－水洗トイレに使用するものを除き、“火のついているたばこに関するラベルを、トイレのそばの目立つ位置に貼る”旨</p> <p>－浴室のような水にさらされる場所に設置することを意図していない機器は、その旨</p> <p>7.101 水洗トイレに使用するものを除き、トイレには、火のついているたばこ、その他の燃えているものなどをトイレに投げ入れてはならない旨を記載したラベルを、備えなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.103	<p>第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし第 1 部箇条 18 を除く。)</p> <p>箇条 21 機械的強度</p> <p>21.103 温水洗浄便座及び暖房便座の外郭及び便座は、通常使用中に発生することを予期される繰返し機械応力に耐える十分な機械的強度をもつ次の構造でなくてはならない。</p> <p>－1250N の力を便座に垂直に 20000 回加える試験に耐える</p> <p>－890N の力を便座の左右の各座面に対し垂直に 10000 回ずつ加える試験に耐える</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 23 23.3 箇条 31 31.101	箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、次の折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。 ー通常使用時に折れ曲がる導体の場合、10000 回 ー使用者による保守時に折れ曲がる導体の場合、100 回 ー暖房便座の場合、50000 回 箇条 31 耐腐食性 31.101 機器は、洗剤及び小水に対する耐性をもたなくてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかであればならない。 ー裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだ機器は、クラス I 又はクラス III ーその他の機器は、クラス 0I、クラス I、クラス II 又はクラス III 6.2 浴室のような水にさらされる場所への設置を意図していない機器は、IPX3 以上でなければならない。それ以外の機器は、IPX4 以上でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				箇条 7 7.12 箇条 21 21.102	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 機器の取扱説明書には、次を記載しなければならない。 ー温水洗浄便座及び暖房便座の場合、“幼児又は病弱者がこの機器を使用する場合は、近くに監視者が必要である”旨 箇条 21 機械的強度 21.102 排せつ物タンクを水で完全に満たし、機器を温度約-15℃の中に置いて水を凍結させる。この試験を 3 回実施したとき、機器は、損傷などの異状又はそのおそれがあることはない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 22 22.21 箇条 24	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 24 部品（第 1 部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 30 30.1	全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.102	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.102 通常使用において、皮膚と接触し体を支える金属部分は、クラス II 構造でなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.2 箇条 27 27.1	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだ機器の場合、漏えい電流は、0.25mA を超えてはならない。 箇条 27 接地接続の手段 27.1 導電性のある液体が人体に接触する場合、水は、接地端子に恒久的かつ確実に接続された金属管を通じて出	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					入りするか、同じように接地した金属部分の上を流れなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 29 29.2	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 絶縁が、機器の通常使用中に汚染にさらされる可能性がないように設置又はポッティング等によって密閉されない場合には、マイクロ環境が汚損度3に対応した値以上になる構造でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.13 箇条 30 30.101	第1部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 モールダリングトイレの排せつ物タンクの内部及び排せつ物が通過するダクトの温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 モールダリングトイレの排せつ物タンクの内部及び排せつ物が通過するダクトの温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.101 水洗トイレを除き、トイレの便器には、可燃物質	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					を組み込んではない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.13	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 肌に直接接触れるおそれのある表面、人体の部分を乾燥するための温風及び便座から 250mm 以内に位置する便器の外側の表面の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。また、温水洗浄便座から供給される水の温度は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 肌に直接接触れるおそれのある表面、人体の部分を乾燥するための温風及び便座から 250mm 以内に位置する便器の外側の表面の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。また、温水洗浄便座から供給される水の温度は、規定する値を超えてはならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.1	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 介護用トイレは、規定の方法で力を加えたとき、転倒してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 機器は、規定の方法で力を加えたとき、損傷などの異状又はそのおそれがあるてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	止					
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				箇条 30 30.2.3	とを示す視覚的表示がなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.104	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.104 バキュームトイレは、便器の蓋が閉められていない場合、水が流れることがないような構造でなければならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 排せつ物を蓄積（貯蔵）する機器の場合、19.4 又は 19.101 の規定を満たすため機器に組み込まれている温度過昇防止装置は、自己復帰形であってはならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止	それがないものとする。			はならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				19.11.4 箇条 29	19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等 (一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.101	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 火のついているたばこ、その他の燃えているものなどをトイレに投げ入れてはならない旨を記載したラベルは、恒久的な固定に十分適したものでなければならない。	
第二十 条第 1 号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇 (産業用のもの又は電気乾燥機 (電熱装置を有する浴室用のもの)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		<p>限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				